社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会

個人情報保護規程

（目的）

第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護並びに協議会事業の適正運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　当該情報に含まれる氏名､生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(2)　個人識別符号が含まれるもの

2　この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1)　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2)　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3　この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。

(1)　本人の人種、信条、社会的身分

(2)　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

(3)　本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと。

(4)　本人の犯罪の経歴

(5)　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(6)　本人を罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(6)　犯罪により本人が害を被った事実

4　この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(1)　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2)　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5　この規程において「個人データ」とは、前項に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6　この規程において「保有個人データ」とは、協議会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身体又は財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。

7　この規程において「本人」とは、個人情報から識別される個人をいう。

8　この規程において「職員」とは、協議会の業務に従事するすべての者をいう。

9　この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

10　この規程において「特定個人情報」とは、前項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

11　この規程において「特定個人情報等」とは、第 9 項に定める個人番号及び前項に定める特定個人情報をいう。

（法令の遵守等）

第 3 条　協議会は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、その従事する事業において個人情報の保護を図らなければならない。

（個人情報保護管理者等）

第 4 条　協議会が所有する個人情報について、その適正な管理、使用等を図るための統括責任者として個人情報保護管理者を置く。個人情報保護管理者は事務局長とする。

2　個人情報保護管理者は、協議会が保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3　個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う職員に対する必要かつ適切な指導、教育、監督を行うものとする。なお、日常的な事業執行における個人情報の適切な取扱いの確保については、事務局長の指揮のもと、各課所長がこれにあたる。

4　協議会における個人情報の取扱いに関する共通的な事務については、総務担当課が統

括管理する。

（利用目的の特定）

第５条　協議会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的との関連を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（目的外利用の制限）

第６条　協議会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　協議会は、業務の受託に伴い個人情報の提供を受けた場合においては、委託者があらかじめ本人に示した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

４　協議会は、前項の規定に該当し、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定しなければならない。

（取得の制限）

第７条　協議会は、個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

２　個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし、本人の同意がある場合、次項各号に掲げる場合は除く。

３　協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律第 57 条第 1 項各号に掲げる者により公開されている場合

(利用目的の通知等)

第 8 条　協議会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2　協議会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3　協議会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4　前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの適正な管理)

第 9 条　協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2　協議会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3　協議会は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4　協議会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう委託契約書上明示するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5　協議会が保有する個人データは、その目的の如何にかかわらず、無断で協議会事務所以外に持ち出してはならない。

（個人データの第三者提供）

第 10 条　協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)　協議会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3)　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3　協議会は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 11 条　協議会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に関する記録を作成しなければならない。なお、前条第 1 項の規定により本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供したときは、第 2 号から第 5 号に関する記録を作成しなければならない。

(1)　本人の同意を得ている旨

(2)　当該個人データを提供した年月日

(3)　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

(4)　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(5)　当該個人データの項目

2　協議会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 12 条　協議会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとされている場合はこの限りではない。

(1)　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあたっては、その代表者又は管理人）の氏名

(2)　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　協議会は、前項の規定による確認を行ったときは、次の各号に関する記録を作成しなければならない。

(1)　個人データの提供を受けた年月日

(2)　前項各号に掲げる事項

(3)　当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項

(4)　当該個人データの項目

3　協議会は、前 2 項の記録を、当該記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第 13 条　協議会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置かなければならない。

(1)　協議会の名称、住所及び代表者の氏名

(2)　すべての保有個人データの利用目的(本人への通知又は公表により第三者の権利利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く。)

(3)　次項の規定による求め又は次条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続

(4)　保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2　協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2)　本人への通知又は公表により第三者の権利利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合

3　協議会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（保有個人データの開示等）

第 14 条　本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示について、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他協議会が定める方法により請求することができる。

2　協議会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1)　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合

(2)　協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3)　他の法令に違反することとなる場合

3　協議会は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4　他の法令の規定により、本人に対し第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

5　第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 11 条第 1 項及び第 12 条第 2 項の記録について準用する。

（保有個人データの訂正、追加、削除等）

第 15 条　本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2　協議会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3　協議会は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第 16 条　本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 7 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2　協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3　本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 10 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4　協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5　本人は、協議会に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る個人情報の保護に関する法律第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利害が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6　協議会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7　協議会は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（代理人による開示等の請求等）

第 17 条　保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によって行うことがで

きる。
(1)　未成年者又は成年被後見人の法定代理人
(2)　開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

（苦情対応）
第 18 条　協議会における個人情報の取扱いに関し、本人又は第三者から苦情の申し出がなされた場合には、迅速かつ適切な対応に努めるものとする。
2　苦情解決に係る体制整備のため、協議会に苦情解決責任者及び苦情対応責任者を置く。苦情解決責任者は事務局長とし、苦情対応責任者は課所長とする。各課所において苦情を受け付けた職員は、所属長に報告し、その指示を受けて迅速に必要な対応を図るものとする。
3　苦情対応責任者は、苦情の内容及び対応結果について書面にて苦情解決責任者に報告を行わなければならない。
4　苦情解決責任者は、各課所における苦情受付状況を一定期間ごとに整理しなければならない。

（理由の説明）
第 19 条　協議会は、第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 15 条第 3 項又は第 16 条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（職員の義務）
第 20 条　協議会の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報について、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
2　この規程に違反又は違反するおそれのある事実を認知した職員は、その旨を課所長に報告しなければならない。
3　課所長は前項に基づく報告を受けた場合には、事実関係を調査のうえ、個人情報保護管理者に報告しなければならない。
4　個人情報保護管理者は、前項に基づく課所長からの報告を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じて協議会会長に対し報告しなければならない。

（その他）
第 21 条　特定個人情報等の取扱いに必要な事項については、別に定める内規がこの　規程に優先するものとする。
2　その他、この規程の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成17年7月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

平成13年10月1日施行の社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会個人情報保護規程は、この規程施行の日をもって廃止する。

附　則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年9月21日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附　則

この規程は、令和4年12 月8 日から施行する。

個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

1　法令の遵守

本会は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

2　個人情報の適正な取得

本会は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。

3　個人情報の利用

本会は、個人情報をその利用目的の範囲内で個人情報を利用します。

4　個人情報の第三者提供

本会は、関係法令に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。なお、特定個人情報についてはご本人の同意の有無に関わらず、関係法令に基づき許容される範囲を除き第三者に提供しません。

また、必要に応じて本会業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても、本会として業務の委託先に対する適切な監督を行います。

5　個人情報の適切な管理

本会は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、できる限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏えい、滅失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

6　個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

本会は、本会が保有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、またその内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。なお、特定個人情報については、利用目的を達成し、関係法令に定められた保存期間を経過した場合には、適切かつ速やかに削除または廃棄します。

7　個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

本会は、本会における個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

8　個人情報保護に向けた体制整備、職員教育の実施

本会は、個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、意識啓発に努めます。

平成２９年９月２１日　改正
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会
会　長　　鈴　木　暉三弘